

# 介護予防のための「生活機能評価」

65歳以上の方は、健康診査と同時に  
年1回は必ず受診しましょう！



## 生活機能評価とは？

心身の機能や日常生活行為（外出や食事、生活全般の活動）などの生活機能が低下しているおそれがないかどうかを調べます。

- 対象者 65歳以上の方（介護保険の要支援・要介護者は除く）
- 受診方法 国民健康保険または後期高齢者医療保険の方は健康診査と同時に受診します。社会保険などの方や町外で人間ドックを受診する方は、生活機能評価のみを受診します。
- 受診場所 町が行う集団健診（予約不要）または町内の医療機関（要予約）  
☆健診の案内と一緒に送付しているピンク色の受診券をお持ちください。受診券がないと受診できません。
- 受診内容 基本チェックリスト（日常生活動作や運動機能などの全25項目）によるチェックを行い、必要と判断された方には医師の診察や血液検査、心電図検査などを行います。
- 受診料 無料
- その他 受診後、心身の状態が変わった場合は、年に複数回受診できます。

受診券：ピンク色

| 受診機関 | 日付 | 備考 |
|------|----|----|
| 1    |    |    |
| 2    |    |    |
| 3    |    |    |

問い合わせ先  
大山市福祉保健課  
電話 0859-54-5207

**受診の結果、「特定高齢者（介護や支援が必要になる可能性の高い方）」に該当した場合は、介護を予防するための相談・支援を行います。**

特定高齢者に該当された方には、町から連絡し、意向を伺ったうえで介護予防のための計画を立てます。その計画に基づき介護予防特定高齢者事業などを利用していただきます。

町では、以下のように目的に応じた通所型の介護予防特定高齢者事業を行っています。

| プログラム          | 実施内容               | 実施期間     | 利用料    |
|----------------|--------------------|----------|--------|
| 運動機能の向上        | 器具を使った運動、ストレッチ体操など | 週1回 3ヵ月間 | 1回300円 |
| 口腔機能の改善        | お口の衛生指導など          | 必要に応じて   | 無料     |
| 栄養改善           | 食べることについての指導・相談    | 必要に応じて   | 無料     |
| 閉じこもり・認知症・うつ予防 | レクリエーション、軽体操、軽作業など | 週1回 6ヵ月間 | 1回300円 |

【問い合わせ先】 福祉保健課 0859-54-5207